

# 選挙管理委員会議案

(30年第4回)

上 三 川 町

# 会 議 次 第

平成 3 0 年 9 月 3 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数に  
ついて

4 その他

5 閉会

議案第1号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成30年9月3日選挙人名簿に登録する。

平成30年9月3日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H30.6.1)			今回登録者数(H30.9.3)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,202	1,226	2,428	1,205	1,228	2,433	3	2	5
第2投票区	1,918	1,900	3,818	1,904	1,889	3,793	△14	△11	△25
第3投票区	728	714	1,442	727	714	1,441	△1	0	△1
第4投票区	948	978	1,926	943	977	1,920	△5	△1	△6
第5投票区	2,152	1,771	3,923	2,159	1,774	3,933	7	3	10
第6投票区	1,422	1,404	2,826	1,433	1,412	2,845	11	8	19
第7投票区	1,397	1,411	2,808	1,389	1,406	2,795	△8	△5	△13
第8投票区	1,780	1,721	3,501	1,766	1,711	3,477	△14	△10	△24
第9投票区	1,464	1,420	2,884	1,467	1,426	2,893	3	6	9
合 計	13,011	12,545	25,556	12,993	12,537	25,530	△18	△8	△26

## 議案第 2 号

### 選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第 3 号

選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

平成 30 年 9 月 3 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

平成 30 年 9 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

511 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4,255 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8,510 人